

おわせ包括だより

発行：尾鷲市社会福祉協議会 尾鷲市地域包括支援センター
電話:0597-22-3003 FAX:0597-22-3402



第30号

発行月:令和3年6月

尾鷲包括はこんな活動もやっています！



『出前講座』



『認知症カフェ』



『介護者の会』



『認知症勉強会』



『オンライン体験会』



『認知症サポーター養成講座』

「参加したい」「受講したい」など興味や関心のある方はお気軽にご連絡・ご相談下さい。
新型コロナウイルスの感染状況により、行事の中止や延期、開催内容の変更などありますのでご了承をお願いします。

熱中症予防 × コロナ感染防止

マスクは飛沫の拡散予防に有効とされていますが、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。
高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離が確保できる場合には、マスクを一時的に外した休憩も必要です。

マスクを着用する場合は、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていなくても、こまめに水分補給を心がけましょう。

介護保険サービスの紹介

～ 住宅改修サービス編 ～

介護保険の認定を受けている方は、手すりの取り付けや段差解消など、下記の住宅改修が20万円を上限として1～3割(合計所得額に依る)の自己負担で工事できます。※



※ 要介護状態区分が重くなった時(3段階上昇時)、または転居をしたとき。
→ 再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

適応となる住宅改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

利用するには…

住宅改修について、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーに相談。

注意事項

- 1 紀北広域連合からの許可後の工事でないと改修費が支給されません。
- 2 申請箇所以外の工事は改修費が支給されません。
- 3 申請金額以上の改修費は支給されません。
- 4 改修は、自立した生活の支援や介護負担の軽減を目的とします。
→ 老朽や故障などリフォーム目的の工事は対象外です。
- 5 いずれの工事も、釘などで住宅に固定されるもの。



誰しも生活を営む上で、様々な不安や困りごとが少なからず出てきますよね。気になることや困りごとがあれば、尾鷲市地域包括支援センター [☎ 22-3003] へお気軽にご連絡・ご相談ください。